



## ハラスメント確認書

◇ 以下の方々と相談内容の情報共有を行うことについて、同意します。

- ・総務課（ハラスメント事務担当）
- ・学生課
- ・所属の学部事務長
- ・保健管理センター
- ・特別修学支援室
- ・学生相談室

◇ 大学で対応可能な選択肢のうち、○の対応を希望します。

- ・ハラスメントとして正式に訴えたい

→情報共有先 総務課、学生課、ハラスメント防止対策委員（各部局長、事務局長、学部選出委員）

- ・ハラスメントとして訴えず、部局内で解決して欲しい

→情報共有先 学生課、所属の学部長、学部事務長、所属学科主任、保健管理センター、特別修学支援室、学生相談室

- ・何も対応する必要はないが、話だけ聞いて欲しい

→情報共有先 学生課、保健管理センター、特別修学支援室、学生相談室

### <個人情報の取扱いについて>

相談員には相談者のプライバシーを守る義務が定められています。

したがって、相談があったことや相談の内容は、外に出ることはありません。

関係者に協力を求める等の対応策を進める際には、必ず相談者の了解を得て行います。

ただし、相談者や周囲の人に危険が及ぶ場合などは例外とします。

日付 年 月 日

所属 学部／研究科

氏名